

別記 1

おおいた建設人材共育ネットワーク活動推進事業 令和 3 年度土木の日バスツアー運営及び広報業務委託仕様書

1 件名

令和 3 年度 土木の日バスツアー運営及び広報業務委託

2 履行期間

契約締結の日から令和 4 年 1 月 3 1 日まで

3 業務内容

建設業の魅力を体験し、土木のよさを広く発信してもらうことを目標に、若い世代（20～30 代）を対象とした県内の土木施設を巡るバスツアーの企画・運営を行う。さらに、土木施設やバスツアーの状況を記事に編集し、情報誌に掲載することで、多くの県民に建設業の魅力を周知し、担い手の確保や若い世代の建設業界定着に向けた情報発信を行うことを目的とする。

4 委託業務内容

（1）バスツアーの企画・構成

総勢約 40 名の参加者を想定しており、男性を土木技術・技能職等とする。建設業に従事している人の話を通じて、参加した一般女性に土木の魅力を理解させ、情報発信（SNS 等）を行ってもらうことで、建設業のイメージアップを図る。

基本要件は次のとおり。

① バスツアー参加者

男性 約 20 名：県内在住の 20 代～30 代

女性 約 20 名：県内在住の 20 代～30 代

※募集時の参加条件についても提案可能とする（例：SNS で発信できるなど）

② 行程検討

当イベントが若い世代にとって魅力的かつ楽しんで情報発信を行えるような行程を検討すること。なお、行程検討に関する条件は以下のとおりとする。

- ・開催時間は概ね午前 9 時から午後 5 時までとする。（昼食含む）
- ・バスの手配は 1 台を想定しており、バスツアーは司会を行う MC を付けること。
- ・若い世代が楽しめるイベントや昼食、体験会等を企画し、土木施設見学の時間も確保した目的地や行程を検討すること。
- ・土木施設の見学箇所は、受発注者間双方での協議により決定する。なお、発注者協力のもと土木施設管理者との調整を十分に行うこと。

※大分県内の土木施設の参考例として、【別紙】土木施設等一覧を参照のこと

③ 行程決定

行程決定に関して、以下の項目を実施すること。

- ・バスツアーの行程、シナリオ等の作成
- ・施設管理者等関係機関の承諾及び行程調整
- ・ツアー同行 MC、当日スタッフの手配、ツアーバスの手配（バス会社との打合せ含む）
- ・ロケハンの実施

(2) バスツアー参加者募集の情報誌等掲載

(1) にて企画したバスツアーの参加者募集の広告を行うもの。

基本要件は次のとおり。

① 広告紙面等の作成

情報誌紙面の大きさは B5 程度を想定しており、参加者募集の誌面は 3 分の 1 ページ以上とする。また、インターネットによる募集広告も活用することとし、若い世代をターゲットとし、明瞭で参加しやすい募集広告を作成すること。

② 広告掲載時期

ツアー開催日から起算して 30 日以上前から情報誌に参加者募集を掲載すること。

(3) バスツアーの運営

(1)、(2) で企画構成・募集を行ったバスツアーの運営を行う。

基本要件は次のとおり。

① 開催場所

大分県内とする。

② 開催時期

令和 3 年 10 月下旬～11 月上旬のうち 1 日。

③ 実施事項

- ・参加者募集結果の集計、参加者の決定
- ・バスツアー参加者への連絡調整
- ・関係機関との連絡調整
- ・飲食注文等の連絡調整
- ・傷害保険への加入
- ・バス会社、MC、当日スタッフ等関係者の連絡調整
- ・バスツアーに必要な物資等の準備
- ・バスツアー当日の運営（写真、動画等の撮影含む）

(4) バスツアー実施状況の情報誌等掲載

(3) にて実施したバスツアーの情報発信を行うもの。

基本要件は次のとおり。

① 広告紙面等の作成

情報誌紙面の大きさは B5 程度を想定しており、実施結果の誌面は 1 ページ以上とする。バスツアーを通じて土木施設のよさを伝えられるようレイアウト等は創意工夫を図りながら作成すること。また、インターネットも活用し、幅広い世代へ情報発信を行うこと。

② 広告掲載時期

イベント終了後、速やかに掲載を行うこと。（概ね 30 日以内を目安）

5 新型コロナウイルス感染症への対応

バスツアー実施については、新型コロナウイルス感染症拡大の状況により、参加者など関係者の健康と安全を考慮して、延期もしくは中止とする場合がある。本業務では、情報誌による若い世代を中心とした世代へ土木の魅力発信を行うことを目的としており、バスツアーが開催できない場合の代替手段として非接触型イベント等の企画提案を行うこと。なお、非接触型イベント等を実施した場合は変更契約の対象とする。

6 業務の完了報告

業務の完了報告時に実施業務の内容及び成果をまとめた報告書とその電子データを作成し、令和4年1月31日までに提出すること。なお、納品場所はおおいた建設人材共育ネットワーク（大分県土木建築部建設政策課）とする。

7 著作権等

- (1) 受託者は、委託業務の履行に当たっては第三者の著作権を侵害してはならない。
- (2) 受託者は、イベント運営等における肖像権や音楽使用权、撮影地の使用許可等の各種権利手続を確実に行之、個人情報等は慎重に取扱うこと。
- (3) 本業務における成果品の原版及びデータの所有権並びに動画の著作権、一切の権利はおおいた建設人材共育ネットワーク（以下、ネットワークという）に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識・技術に関する権利等（以下「権利留保」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、ネットワークは権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できないものとする。なお、本業務に使用することを目的として制作されたデザイン、イラスト、図表、地図、ロゴなどの一切は、目的の範囲に限り、受託者の許可を受けることなく継続して使用できるものとする。
- (4) 成果物に係る著作権について第三者との紛争が生じたときは、受託者は、直ちにこれをネットワークに報告し、受託者の責任と費用負担において解決するものとする。

8 その他

- (1) 企画提案書提出期限までに本業務の委託内容及び委託上限額を変更することがある。その場合は参加者に通知をするので変更内容にて企画提案書を提出するものとする。
- (2) 契約にあたっては、企画提案等の内容について、ネットワークと委託候補者との協議により、必要に応じて修正できるものとする。
- (3) 契約締結後、本業務の工程について明確かつ詳細に作成すること。
- (4) 専任の担当者を配置し、ネットワークとの打合せ会等に担当者等を出席させること。また、電話、メール等にて速やか、かつ確実な連絡体制をとること。